

平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

一面

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏名		

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 年 月 日	再居住開始年月日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		【再び居住の用に供した場合の適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 年 月 日	(平成 年 月 日)
取得対価の額 (補助金等がある場合は(附表1)の③の金額)	② 円	④ 円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤ m ²	⑥ m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑦ 円	⑧ 円

居住開始年月日	⑨ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(附表1)の④の金額)	⑩ 円
うち居住用部分の金額	⑪ 円

※ ⑩(補助金がある場合は(附表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑩)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
	あなた	あなた	あなた	あなた
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①	—	—	—
あなたの持分に係る取得対価の額等	②	②(①×Aの①)又は(附表1)のCの② 円	③(②×Bの①)又は(附表1)のDの② 円	④(Aの②+Bの②)又は(Bの②+Dの②) 円
		円	円	円

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤	⑥	⑦	⑧
	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (附表2)の⑬の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	④ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (附表2)の⑭の金額 ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	⑤ 円	円	円	円
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑦ (⑤÷②) %	(⑥÷⑤) %	%	(③÷①) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑤の⑧+⑥の⑧+⑦の⑧) ※⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			

整理欄	入力	住民	台帳番号 一連番号
-----	----	----	--------------

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）……………

2 障害者（1に該当する方を除きます。）……………

3 要介護認定又は要支援認定を受けている（1又は2に該当する方を除きます。）……………

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
 氏名（ _____ ） 続柄（ _____ ）

高齢者等居住改修工事等の費用の額（※1）	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額（※2）	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額（※2）	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額（※3）	⑬	
特定の増改築等工事の費用の合計額（⑩+⑫+⑬）	⑭	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 （⑭又は⑭×一面の⑨の①）	⑮	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高（一面の⑨と⑮のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等（特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。）が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。）	⑯	

- ※1 ⑩の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※2 ⑪又は⑫の金額が50万円を超えるときに、（特定）断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑬の金額が50万円を超えるときに、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑰	円 00

※ 三面の⑰の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用（の特例）を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑱	円 00
---------	------	---------	-------------------------------------	---	---------

9 控除証明書の要否

平成29年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を <input type="checkbox"/> で囲んでください。	要する
--	-----

○ 平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

三面

○ 三面

は、一面

及び二面

と一緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	円			
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	17	(最高40万円)円	00	00
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	17	(最高20万円)円	00	00	
	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高20万円)円	00	00	00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高30万円)円	00	00	00
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高40万円)円	00	00	00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高50万円)円	00	00	00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	17	(最高10万円)円	00	00	00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	17	(最高12万5千円)円	00	00	00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=	17	(最高12万円)円	00	00	00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=	17	(最高15万円)円	00	00	00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	17	(最高50万円)円	00	00
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	17	(最高30万円)円	00	00	
	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高30万円)円	00	00	00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高40万円)円	00	00	00
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	17	(最高60万円)円	00	00	00
		平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	17	(最高60万円)円	00	00	00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=	17	(最高50万円)円	00	00
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	17	(最高30万円)円	00	00	
	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高30万円)円	00	00	00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	17	(最高40万円)円	00	00	00

※1 ⑰欄の金額を二面の⑱欄に転記します。

※2 ⑰欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑰欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑰の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑲	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑰の金額)の合計額を記載します。	⑲	円

※ ⑲欄の金額を二面の⑳欄に転記します。

控
用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一
面

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住 所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 年 月 日	再居住開始年月日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		【再び居住の用に供した場合の適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 年 月 日	(平成 年 月 日)
取得対価の額 (補助金等がある場合は(附表1)の③の金額)	② 円	④ 円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤ m ²	⑥ m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑦ 円	⑧ 円

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑨ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(附表1)の④の金額)	⑩ 円
うち居住用部分の金額	⑪ 円

※ ⑩(補助金がある場合は(附表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑩)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
	あなた	あなた	合計	増改築等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①	—	—	—
あなたの持分に係る取得対価の額等	②	⑤(②×Aの①)又は(附表1)のCの② 円	⑥(⑤×Bの①)又は(附表1)のDの② 円	⑦(⑤×②+⑥の②)又は(⑥×②+⑦の②) 円

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	①	②	③	④
	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((附表2)の⑬の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	④ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 ((附表2)の⑭の金額) ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	⑤ 円	円	円	円
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑦ (⑥÷④) %	(⑧÷④) %	%	(⑨÷①) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑧の⑧+⑨の⑧+⑩の⑧) ※ ⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			

整理欄	入力	住民	台帳番号 一連番号
-----	----	----	--------------

○ 平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

控
用

三
面

○この用紙は

控
用

です。

申告には、必ず

提出用

を使ってください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	円				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1 (2から8のいずれかを選択する場合があります。)	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき $⑨ \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 ⑰ 00	4	認定住宅に係る住宅借入金等特別控除額を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 ⑰ 00	円	
		住宅の取得等が特定取得に該当するときに $⑨ \times 0.01 =$	(最高20万円) 円 ⑰ 00			認定住宅に係る住宅借入金等特別控除額を選択した場合	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$		(最高40万円) 円 ⑰ 00
		平成25年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高20万円) 円 ⑰ 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するときに ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 ⑰ 00	円	
		平成24年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 ⑰ 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.02$	(最高12万円) 円 ⑰ 00		
		平成23年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 ⑰ 00			平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.01 =$	(最高12万円) 円 ⑰ 00		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 ⑰ 00			平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.02$	(最高12万円) 円 ⑰ 00		
	2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.006 =$	(最高12万円) 円 ⑰ 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するときに ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 ⑰ 00	円
			平成19年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.006 =$	(最高15万円) 円 ⑰ 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.02$	(最高12万円) 円 ⑰ 00	
	3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき $⑨ \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 ⑰ 00	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) ……⑳() ⑱の金額() $+ (㉑ - ⑳) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 ⑰ 00	円
		認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 ⑰ 00			震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.012 =$	
		平成24年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 ⑰ 00	8		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.012 =$	(最高36万円) 円 ⑰ 00	円	
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.012 =$	(最高60万円) 円 ⑰ 00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.012 =$	(最高48万円) 円 ⑰ 00		
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき $⑨ \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 ⑰ 00					円	
	認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき $⑨ \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 ⑰ 00					円	

※1 ⑰欄の金額を二面の⑱欄に転記します。

※2 ⑰欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑰欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑰の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑲	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑰の金額)の合計額を記載します。	⑲	円 00

※ ⑲欄の金額を二面の⑳欄に転記します。

平成28年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方

○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、『(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書』（以下「(付表1)」といいます。）及び『(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』（以下「(付表2)」といいます。）を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄

所定の欄に該当する事項を書いてください。

また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄

(付表1)の所定の事項を記載の上、その③欄の金額又は④欄の金額を㊸、㊹又は㊺欄に転記します。

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合には、その先行取得の日を書いてください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表にしたがって、該当する金額を転記又は計算して記載します。

		住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
		共有持分なし	共有持分あり	
①の②欄	補助金等なし	㊸	㊸×①の①	(付表1)の㊸の㊻
①の②欄	補助金等あり	(付表1)の㊹	(付表1)の㊹×①の①	(付表1)の㊹の㊻

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。

なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合の差が10%以内（前記に該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、それぞれ①の面積は「㊸×㊸の⑦」又は「㊸×㊹の⑦」とし、㊸の⑦欄は、それぞれ㊸の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

(3) ㊸の⑦欄の記入に当たって、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑫、⑮又は⑱欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬欄に書きます。

6 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨欄の金額及び二面の⑯欄の金額を三面の「5 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」、「6 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「7 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑰欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑰(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。